

私 債 権 放 棄 調 書 (総 括 表)

債 権 の 名 称 (担 当 部 署)	債 権 の 額	債 権 の 件 数	ペー ジ 番 号
水道料金(上下水道部上水道課)	777,637 円	150 件	1
亀山市立医療センター使用料・手数料 (地域医療部病院総務課)	897,699 円	26 件	13
合 計	1,675,336 円	176 件	

債 権 放 棄 調 書

債 権 の 名 称 水道料金

担 当 部 署 上下水道部上水道課

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
1	2,700 円	令和4年3月31日	平成30年 1 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
2	2,160 円	令和4年3月31日	平成30年 2 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
3	4,380 円	令和4年3月31日	平成30年 1 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
4	1,080 円	令和4年3月31日	平成29年 8 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
5	1,270 円	令和4年3月31日	平成30年 2 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
6	5,237 円	令和4年3月31日	平成29年12 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
7	4,320 円	令和4年3月31日	平成29年 8 月～平成29年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
8	3,855 円	令和4年3月31日	平成29年12 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
9	4,095 円	令和4年3月31日	平成29年 6 月～平成29年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
10	1,080 円	令和4年3月31日	平成29年 8 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
11	1,175 円	令和4年3月31日	平成29年 9 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
12	7,020 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月～平成29年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
13	540 円	令和4年3月31日	平成29年 9 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
14	4,542 円	令和4年3月31日	平成30年 1 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
15	1,285 円	令和4年3月31日	平成30年 3 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
16	9,180 円	令和4年3月31日	平成29年 5 月～平成30年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
17	2,700 円	令和4年3月31日	平成30年 1 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
18	3,240 円	令和4年3月31日	平成30年 1 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
19	2,160 円	令和4年3月31日	平成30年 1 月～平成30年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
20	9,687 円	令和4年3月31日	平成29年11 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
21	5,400 円	令和4年3月31日	平成29年11 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
22	1,080 円	令和4年3月31日	平成30年 1 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
23	540 円	令和4年3月31日	平成29年11 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
24	1,080 円	令和4年3月31日	平成30年 1 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
25	1,080 円	令和4年3月31日	平成30年 2 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
26	1,620 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月～平成29年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
27	7,020 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月～平成29年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
28	3,110 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月～平成29年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
29	1,270 円	令和4年3月31日	平成30年 2 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
30	2,160 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月～平成29年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
31	1,080 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
32	1,620 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月～平成29年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
33	1,650 円	令和4年3月31日	平成30年 3 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
34	1,080 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
35	2,160 円	令和4年3月31日	平成29年 9 月～平成29年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
36	7,560 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月～平成29年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
37	3,780 円	令和4年3月31日	平成29年 6 月～平成29年 9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
38	5,400 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月～平成29年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
39	3,595 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月～平成29年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
40	1,555 円	令和4年3月31日	平成30年 2 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
41	1,620 円	令和4年3月31日	平成29年 5 月～平成29年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
42	1,175 円	令和4年3月31日	平成30年 1 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
43	8,640 円	令和4年3月31日	平成29年 5 月～平成30年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
44	4,860 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月～平成29年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
45	3,460 円	令和4年3月31日	平成29年 9 月～平成29年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
46	3,240 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月～平成29年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
47	17,185 円	令和4年3月31日	平成29年 5 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
48	21,492 円	令和4年3月31日	平成29年 7 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
49	3,240 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月～平成29年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
50	99,252 円	令和4年3月31日	平成30年 1 月～平成30年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
51	1,080 円	令和4年3月31日	平成29年 5 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
52	540 円	令和4年3月31日	平成30年 3 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
53	540 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
54	4,860 円	令和4年3月31日	平成29年10 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
55	4,445 円	令和4年3月31日	平成29年12 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
56	1,270 円	令和4年3月31日	平成29年11 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
57	1,080 円	令和4年3月31日	平成30年 2 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
58	1,080 円	令和4年3月31日	平成30年 1 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
59	8,920 円	令和4年3月31日	平成29年 9 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
60	2,160 円	令和4年3月31日	平成29年 9 月～平成29年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
61	1,080 円	令和4年3月31日	平成30年 3 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
62	6,480 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月～平成29年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
63	1,080 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
64	2,700 円	令和4年3月31日	平成29年 5 月～平成29年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
65	6,480 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月～平成29年 9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
66	1,620 円	令和4年3月31日	平成30年 2 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
67	1,080 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
68	5,908 円	令和4年3月31日	平成30年 1 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
69	3,240 円	令和4年3月31日	平成30年 1 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
70	1,080 円	令和4年3月31日	平成29年 6 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
71	3,780 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月～平成29年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
72	3,240 円	令和4年3月31日	平成30年 1 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
73	3,810 円	令和4年3月31日	平成30年 1 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
74	1,460 円	令和4年3月31日	平成30年 3 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
75	2,095 円	令和4年3月31日	平成30年 2 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
76	1,080 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
77	6,480 円	令和4年3月31日	平成29年 5 月～平成29年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
78	1,080 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
79	4,782 円	令和4年3月31日	平成29年12 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
80	5,805 円	令和4年3月31日	平成29年12 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
81	7,902 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月～平成29年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
82	22,745 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月～平成30年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
83	1,080 円	令和4年3月31日	平成30年 3 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
84	1,080 円	令和4年3月31日	平成30年 3 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
85	1,080 円	令和4年3月31日	平成30年 3 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
86	5,110 円	令和4年3月31日	平成29年12 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
87	2,160 円	令和4年3月31日	平成30年 2 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
88	1,080 円	令和4年3月31日	平成30年 3 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
89	2,160 円	令和4年3月31日	平成29年11 月～平成30年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
90	642 円	令和4年3月31日	平成29年 9 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
91	1,080 円	令和4年3月31日	平成29年10 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
92	1,620 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月～平成29年 5 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
93	201,843 円	令和4年3月31日	平成29年 5 月～平成30年 3 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
94	2,160 円	令和4年3月31日	平成30年 2 月～平成30年 3 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
95	1,080 円	令和4年3月31日	平成30年 3 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
96	4,320 円	令和4年3月31日	平成29年12 月～平成30年 3 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
97	1,080 円	令和4年3月31日	平成30年 2 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
98	1,080 円	令和4年3月31日	平成30年 1 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
99	2,160 円	令和4年3月31日	平成29年 6 月～平成29年 7 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
100	1,080 円	令和4年3月31日	平成30年 3 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
101	2,817 円	令和4年3月31日	平成29年 6 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
102	2,160 円	令和4年3月31日	平成29年12 月～平成30年 1 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
103	1,080 円	令和4年3月31日	平成29年 9 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
104	1,080 円	令和4年3月31日	平成30年 3 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
105	5,400 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月～平成29年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
106	1,080 円	令和4年3月31日	平成30年 3 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
107	3,212 円	令和4年3月31日	平成29年 5 月～平成29年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
108	1,080 円	令和4年3月31日	平成29年 8 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
109	1,080 円	令和4年3月31日	平成30年 3 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
110	16,157 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月～平成29年 9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
111	2,160 円	令和4年3月31日	平成29年 6 月～平成29年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
112	1,080 円	令和4年3月31日	平成29年 6 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
113	1,080 円	令和4年3月31日	平成30年 2 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
114	5,080 円	令和4年3月31日	平成29年12 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
115	1,080 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
116	3,780 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月～平成29年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
117	1,080 円	令和4年3月31日	平成30年 2 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
118	2,160 円	令和4年3月31日	平成30年 2 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
119	2,030 円	令和4年3月31日	平成29年 9 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
120	1,080 円	令和4年3月31日	平成29年 9 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
121	1,080 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
122	3,240 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月～平成29年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
123	1,620 円	令和4年3月31日	平成30年 1 月～平成30年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
124	1,080 円	令和4年3月31日	平成30年 3 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
125	1,080 円	令和4年3月31日	平成30年 3 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
126	3,240 円	令和4年3月31日	平成30年 1 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
127	2,160 円	令和4年3月31日	平成29年 8 月～平成29年 9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
128	4,635 円	令和4年3月31日	平成29年12 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
129	3,492 円	令和4年3月31日	平成30年 2 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
130	2,160 円	令和4年3月31日	平成29年12 月～平成30年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
131	6,225 円	令和4年3月31日	平成29年10 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
132	540 円	令和4年3月31日	平成29年11 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
133	540 円	令和4年3月31日	平成30年 2 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
134	1,080 円	令和4年3月31日	平成30年 3 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
135	6,670 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月～平成29年 9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
136	3,240 円	令和4年3月31日	平成29年10 月～平成29年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
137	1,080 円	令和4年3月31日	平成30年 3 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
138	1,620 円	令和4年3月31日	平成29年 9 月～平成29年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
139	1,270 円	令和4年3月31日	平成30年 1 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
140	1,080 円	令和4年3月31日	平成29年10 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
141	540 円	令和4年3月31日	平成29年 7 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
142	2,160 円	令和4年3月31日	平成29年 7 月～平成29年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
143	2,255 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月～平成29年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
144	7,075 円	令和4年3月31日	平成29年10 月～平成30年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
145	6,480 円	令和4年3月31日	平成29年 4 月～平成29年 9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
146	5,970 円	令和4年3月31日	平成29年11 月～平成30年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
147	1,935 円	令和4年3月31日	平成30年 3 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
148	2,160 円	令和4年3月31日	平成29年 9 月～平成29年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
149	2,127 円	令和4年3月31日	平成29年11 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
150	1,460 円	令和4年3月31日	平成29年 8 月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
計	777,637 円					

債 権 放 棄 調 書

債 権 の 名 称 亀山市立医療センター使用料・手数料

担 当 部 署 地域医療部 病院総務課

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
1	8,000円	令和4年3月31日	平成23年5月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者 亀山市民
2	5,788円	令和4年3月31日	令和元年4月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者 四日市市民
3	617,608円	令和4年3月31日	令和元年4月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者 四日市市民
4	61,732円	令和4年3月31日	令和元年4月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者 四日市市民
5	129,081円	令和4年3月31日	令和元年4月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者 四日市市民
6	3,840円	令和4年3月31日	令和元年9月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者 亀山市民
7	6,210円	令和4年3月31日	令和2年1月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者 亀山市民
8	110円	令和4年3月31日	令和2年3月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者 亀山市民
9	4,720円	令和4年3月31日	令和2年3月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者 亀山市民
10	10,370円	令和4年3月31日	令和2年8月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者 亀山市民
11	8,340円	令和4年3月31日	令和2年9月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者 亀山市民

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
12	4,920円	令和4年3月31日	令和2年9月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者	亀山市民
13	5,370円	令和4年3月31日	令和2年9月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者	亀山市民
14	380円	令和4年3月31日	令和2年9月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者	亀山市民
15	1,810円	令和4年3月31日	令和2年9月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者	亀山市民
16	6,370円	令和4年3月31日	令和2年10月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者	亀山市民
17	3,560円	令和4年3月31日	令和2年10月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者	亀山市民
18	1,720円	令和4年3月31日	令和2年10月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者	亀山市民
19	330円	令和4年3月31日	令和2年10月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者	亀山市民
20	590円	令和4年3月31日	令和2年10月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者	亀山市民
21	1,070円	令和4年3月31日	令和2年11月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者	亀山市民
22	4,100円	令和4年3月31日	令和2年12月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者	亀山市民
23	2,190円	令和4年3月31日	令和2年12月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者	亀山市民
24	2,960円	令和4年3月31日	令和2年12月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者	亀山市民

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
25	2,130円	令和4年3月31日	令和3年1月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者	亀山市民
26	4,400円	令和4年3月31日	令和3年1月	生活困窮による放棄(条例第8条第1項第1号)	債務者	亀山市民
計	897,699円					